

私のはんせい記

～「改修設計」事始め～

建築家 三木 哲

● 住いの耐震診断・補強のすすめ

首都圏のマンション管理組合を対象とした「被災した集合住宅」の報告会は大盛況だった。

一方、JIA日本建築家協会は、都市災害特別委員会という組織をつくり、阪神大震災を総括し、建築家として社会に発する提言をまとめようとしていた。

この委員会で中心的に活動していた村尾成文さんは、私に委員会に参加するように求めた。

いち早く写真集を出版し、管理組合や居住者に直接、被害と対策を報告するメンテナンス部会の活動が、新鮮に映ったためであろう。

総括と提言を書籍「建築家のための耐震設計教本」にまとめるため、執筆者を求めていた。

私は、提言にメンテナンス部会の主張を強く打ち出し、多くの章の執筆を行った。

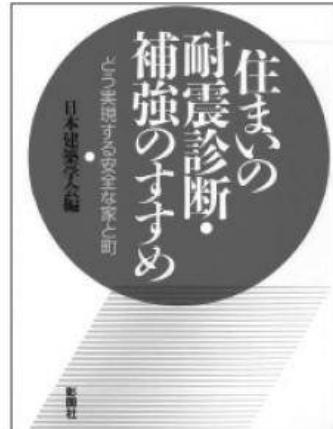
後に建築家協会の名誉会長となる村尾さんは、従来の建築家から、既存建物の修繕・改修をするヨーロッパ型の建築家協会に転換すべきであると考えていたのかもしれない。

「建築家のための耐震教本(初版本)」には、メンテナンス部会の主張が色濃く記載されている

- ①集合住宅・マンションの地震被害と対策。
鉄骨造賃貸アパートの問題点。
- ②区分所有法上の「躯体」「主要構造部」の位置付けと建築基準法上の耐震性能との関係。
- ③竣工後の建物の維持管理、修繕・改修の重要性と、建築家の役割。
- ④物理的・社会的・経済的耐用年数。
建物の寿命・時間制と長期的修繕計画
- ⑤フローからストックへの転換。
ストック型社会に求められる建築家像。
- ⑥建築家・構造技術者・設備技術者の協働による総合的耐震性・耐久性とメンテナンス。
さらに、日本建築学会では、住宅の耐震診断、改修をすすめる大イベントを企画していた。

阪神大震災後、2周年の1997年1月16日、日本建築学会は東京霞が関のイイノホールを借りて市民に向けたシンポジウム「どう実現する安全な家と町 住いの耐震診断・補強のすすめ」を開催した。学会はこのシンポジウムを全国の市民に向けて公開し広く参加を求め宣伝した。

日本建築学会主催の市民向けセミナーを記録した書籍



私は、基調講演に推薦され、「あなたの家は大丈夫ですか」と題し1時間ほど話をした。

第2部は、伊藤和明・NHK解説委員、岡田恒男教授、折田宏弁護士、見城美枝子・テレビキャスター、坂本功・東大教授、長谷川徳之輔・明海大学教授、村尾成文・日本建築家協会副会長により、「どう実現する、安全な住まい」と題してパネルディスカッションが行われた。

500席の会場は満席であった。私は従来のメンテナンス部会の主張を話した。

スクラップ＆ビルトを繰り返してきた土建屋国家ニッポンは、既存建物を維持保全し、使い続ける西欧式の建設産業の構造に転換する必要がある。大黒柱に茅葺の農山村の民家は約30年毎に屋根を葺き替え、数世代、百年以上建物を使い続けてきた。現代都市の庶民住宅・マンションも、修繕・改修により百年以上の長期に維持保全する必要がある。阪神大震災では壁式構造の中層住棟は被害ではなく、下階がピロティ形式のマンションに被害が集中した。1981年以前に建設されたラーメン構造の建物は耐震診断が必要で、改修が必要になる場合もある、などと述べた。

つい数年前までは「修繕・改修などは建築家が行うべき業務ではない」と考えられていたが、阪神大震災を契機に転換し、日陰の存在だったメンテナンスが脚光を浴びるようになった。

1996年4月には「耐震改修促進法」が施行され、この法律の意図するところを国民に周知することを目的に開かれたシンポジウムであった。

私は、既存建物の維持管理、修繕・改修の重要性と、建物の地震被害の恐ろしさは伝えることができた。

が、耐震診断と補強について、住宅所有者に具体的に分かりやすく伝えるには力不足ではなかったかと反省している。耐震診断と補強について、具体的に実例を示しながら解説するには、その後10年以上の経験や実績が必要であったと思う。

みき・てつ

(有)共同設計・五月社一級建築士事務所顧問。1943年生まれ。建築家がメンテナンスを手がけることなど考えられなかった時代から「改修」に携わり、30年以上にわたって同分野を開拓し続けてきたパイオニア。